

2014 年度（平成 26 年度）
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事業計画

基本方針：

昭和 33 年、日身連は障害者の社会参加と自立をめざし任意団体として結成、昭和 59 年には社会福祉法人となり、今年が法人化 30 周年の記念の年であるが、その間、障害者福祉向上のために日本の障害者団体の中軸的立場で活動を進めてきた。その永年にわたる功績は、政府並びに行政、主要政党からの信頼と期待を集め、今日の日身連を築き上げた。しかし現在、日身連は、障害者施策の推進に関わる検討の場において主要な団体として参加・発言する立場にある一方で、財政や組織体制の問題を抱えており、日身連の一層の活性化を図るには、これらの問題解決に向けて取り組まなければならない。

第一に、日身連の財政問題については、「日身連財政の安定化に対する検討委員会」（以下、「財政検討委員会」という。）を中心に検討を進め、計画案を示し、一日も早い問題の改善に努める。また、会員の入会促進につながるよう、正副会長会を中心に、加盟団体と連携した組織体制強化の検討を進める。障害者施策に関しては、障害者差別解消法の施行を前に重要な障害者施策の見直し等の検討が始まることから、「日身連障害者施策等に関する検討委員会」（以下、「施策検討委員会」という。）を中心に情報収集を含め、協議検討を行い、日身連の意見や要望を提起、明示する。

これら諸問題の解決に向けしっかりと取り組みながら、これまでの日身連の活動に対する政府や主要政党、障害関係団体からの高い評価と信頼と期待に応えるために、日身連は、加盟団体と連携し、強い意志をもって、障害者施策の推進はもとより、障害者行政の補完的事業を担える障害者団体としての存在意義の認知に努めるとともに、障害への理解啓発や文化スポーツ振興等障害関連分野の促進に努める。

日身連をはじめ全国の障害者団体が永年求めてきた障害者権利条約の批准が実現した今、締約国として相応しく、条約の規定が高い水準で障害者施策に反映されるよう、政府及び主要政党への働きかけに努めるとともに、条約の規定にもある災害時における障害者への安全と保護、東日本大震災及び今後起こりうる災害時の障害者への対応策が適切に講じられるよう提案や要望を進める。

この基本方針を踏まえ、以下のとおり、平成 26 年度における事業を実施し、日身連並びに加盟団体の活動の充実を図る。

日身連の主な事業：

1. 『第 59 回日本身体障害者福祉大会 しまね大会』の開催

日身連並びに島根県身体障害者団体連合会及び中・四国ブロック身体障害者団体連絡協議会の主催により全国から約 2 千 5 百人の会員参加者をむかえ、くにびきメッセ（島根県松江市）ほかにおいて、平成 26 年 5 月 22 日（木）、23 日（金）の 2 日間にわたり全国大会を開催する。大会初日（5 月 22 日）は、障害者施策に関す

る直近の課題をテーマに政策協議を行い、翌日（5月23日）は議事（大会決議、大会宣言等）及び功績のあった会員に対する日身連会長表彰等大会式典を行う。

2. 国及び政党等に対する要請行動及び審議会等への積極的参画

- (1) 障害者権利条約の締約国として為すべき、関係法令の整備と諸施策の早期実現をめざして、施策検討委員会を中心に協議検討する。
- (2) 『日身連要望事項』については、理事会での審議の上、正副会長会等で取りまとめた後、関係省庁に対し文書回答を求め、冊子を作成し加盟団体へ配布する。また、要望事項のうち緊要な要望については、正副会長会や施策検討委員会と連携し、要請行動を含め、取り組んでいく。
- (3) その他緊急を要することについては、迅速かつ適切に対応ができるように検討委員会あるいは正副会長会において検討する。なお、現在、協議・交渉が続いている心身障害者用低料第三種郵便物制度の広告のあり方等の要件問題については、障害者団体の運営を左右する喫緊の課題であり一日も早い解決のために、引き続き、日本障害フォーラム（JDF）並びに全国障害者団体定期刊行物協会連合会と連携し、要件の見直しについて、総務省、厚生労働省、郵便事業株式会社との協議・交渉を行うとともに、要請行動が必要な時は加盟団体への協力を含め、取り組んでいく。
- (4) また、日身連がメンバーとして参加している内閣府並びに厚生労働省及び国土交通省等における審議会・委員会・研究会のほか、政党のヒアリングの場での意見・提案に努める。併せて、障害者施策に係るさまざまな課題に対応できるよう、施策検討委員会をはじめ、JDF や他の障害関係団体と緊密な連携体制に努め、取り組んでいく。

3. 災害時に関する対応

- (1) 東日本大震災に関する支援については、被災地加盟団体及び会員等への支援活動を行うため、震災直後、東日本大震災対策本部及び被災地特別対策本部を設置し、加盟団体と連携し、要請行動をはじめ、義援金活動等支援活動を精力的に行ってきた。大震災から3年が経過し、復興関連の法制度が整備されるなかにある今、国及び地方自治体の取り組みが進められていることから、災害時における障害者支援の促進という観点から、正副会長会を中心に、復興関連の施策に注視していく。特に、避難行動要支援者名簿作成と情報共有については国が責任をもって周知徹底していくよう求めるとともに、都市計画・まちづくりを含む取り組みや、仮設住宅及び在宅障害者へ必要な対策やサービスが行われるよう、JDF等と連携し要請活動等を行う。
- (2) 東日本大震災を教訓に、災害対策基本法の一部改正が施行されるなど、今後の災害時における支援対策の促進が図られているが、災害弱者である障害者の存在を認知させ、地域全体で災害時における障害者等への避難支援等のあり方を含め、防災・減災への意識啓発が図られるよう働きかける。加えて、災害時における日身連・加盟団体間での支援協定といったネットワークの仕組みも検討する。

4. 中央障害者社会参加推進センター事業の拡充

- (1) 障害者権利条約の締約国として相応しい国内法制の一層の推進が求められるなかで、とりわけ障害者の人権保障や差別の禁止、合理的配慮に対する理解が国民的合意として強く求められることから、障害者権利条約の周知と理解啓発に対する事業展開に努める。
- (2) また、障害者の権利擁護のための障害者 110 番事業の充実を図るため、相談事業担当者のスキルアップのための研修及び最新情報の提供や意見交換、交流の場のための研修会を開催する。
- (3) 障害者の社会参加の促進に向けた意見交換や交流を目的に、中央障害者団体及び学識経験者等で構成される中央障害者社会参加推進協議会（14 団体）及び中央障害者社会参加推進協議会部会（13 団体・者）合同委員会を開催（年 1 回）し、事業の拡充に努める。
- (4) そのほか、中央障害者社会参加推進センター事業並びに都道府県に設置されている地方障害者社会参加推進センターの活性化を図る上でも事業の運営等を把握するために実態調査を実施する。

5. 障害者相談支援事業の充実

- (1) 障害者相談員のスキルアップや情報交換の場の提供は、個々の相談活動を支援する上で重要であることから、6 ブロックで開催する障害者相談員研修会への助成及び講師派遣の調整等を行い、事業の向上に努める。また、加盟団体等が開催する研修会への講師派遣等についても依頼にもとづき全面的に協力する。さらに全国の身体障害者相談員全国連絡協議会会員に向けた会報を発行（年 1 回）し、日身連の活動や制度の情報提供等に努める。
- (2) 障害者相談員の活動や障害者相互の連携、支援活動に支障をきたしている「個人情報保護」（行政が収集管理）の開示にかかる問題については、これらの活動をより効果的に推進する観点から、政府に対し、「個人情報保護」の適切な運用について要請を行ってきた。しかし、地方自治体固有の業務であることから、現在もなお進展がみえない状況がある一方で、一部の地方自治体においては、既に一定の要件のもとに身障手帳交付者の開示が為されている事例があることから、手帳開示にかかる実態調査を実施し、収集した成功例をもとに、正副会長会及び施策検討委員会を中心に問題解決の方策を検討する。

6. 日身連の基盤強化

日身連の発展的活動のために、新たに新体制のもと、2 つの検討委員会（財政検討委員会及び施策検討委員会）を中心に協議検討し、正副会長会と連携して日身連の体制及び機能の強化についての検討を進める。

(1) 財政基盤の強化

赤字削減計画及び財政検討委員会での協議をもとに財政の安定化に努めてきたところだが、日身連の最重要課題である財政安定化問題について、理事会並びに評議員会での意見や提案を踏まえ、一日も早く財政問題の解決がなされるよう、財

政検討委員会を中心に対策を講じていく。

(2) 政策機能の強化

障害者権利条約を障害者施策に高い水準で反映させることを当面の目標とし、施策検討委員会及び正副会長会を中心に取り組んでいく。特に、平成 28 年の施行に向け進められている障害者差別解消法の基本方針や現在検討されている改正障害者雇用促進法の差別禁止・合理的配慮の指針等の策定、改正障害者基本法施行後 3 年の見直し、障害者総合支援法附則第 3 条の検討規定等については、特段に注視して対応に努める。併せて、政府並びに行政、主要政党等における委員会やヒアリング等に積極的に参加する。

(3) 組織（連携）体制の強化

日身連並びに加盟団体の運営及び事業活動強化のために、日身連主催あるいは加盟団体との共催等の研修の場を提供して会員との連携に努める。引き続き、日身連と加盟団体相互間の情報提供を緊密にする等、組織体制の強化を図っていくとともに、全国大会のあり方や手帳交付者の情報開示の問題についても、組織体制の強化の観点から検討を行う。

7. 機関紙の充実

毎月 8 千部発行している機関紙『日身連』は、読者からのご意見も参考にしながら、さらに一層の充実を図るため、国会や行政機関等障害福祉関連の情報提供を分かりやすく伝えるとともに、人物紹介や加盟団体等の事業活動等の好評記事を引き続き掲載する等、読者の興味意欲を高めるバラエティに富んだ紙面作りに心がけ、会員の入会促進に努める。

8. その他の関連事業

(1) 日本障害フォーラム（JDF・代表：嵐谷安雄）関連事業

障害者権利条約が批准した後は、条約の実施という第 2 ステージを迎えたと認識しており、条約を高い水準で国内の施策に反映させることはもとより、国内外の障害者関連の課題に向けて、JDF に対する責務を果たし、他の構成団体と緊密な連携のもと、JDF の一層の発展のために協力する。

(2) 全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会（会長：嵐谷安雄）関連事業

障害関係団体連絡協議会の取りまとめ役として協議会の発展のために努める。

以 上